

しいことを挙げ、挨拶がきちんとしてくれるようになりた
いと云っていました。牟岐
町で育つたことに自信と誇
りを持ってもらうためにも、
田舎での日本人らしい教育
や美しい景観の保全是、大
変重要なことであると考
えています。

しい景観が破壊される恐
れはほとんど無くなっていま
すが、逆に、空き家、廃屋
による景観の悪化が進んで
います。森林や河川の適正
管理はもちろん、市街地の
保全も、美しい町の景観の
創造の観点からも非常に重
要ですので、皆様方のご理
解を得ながら、景観の保全
に努めたいと考えています。

三月定例議会の

議案の内容と審議

定例議会が三月九日から十三日まで開かれました。

開会日には福井町長が条例改正案、補正予算案、新年度予算案などの提案説明を行いました。また、議員から意見書案一件の趣旨説明が行われました。

再開日には五名の議員が一般質問に立ち、地域防災計画の見直し、河川の土砂撤去、有害鳥獣対策、健康管理センター、県立海部病院の移転などについて論議されました。

そして、町長提出の条例案などの議案二十一件が可決され、議員提案の意見書案一件を可決しました。

条例

◎牟岐町事務分掌条例の一部を改正する条例
産業建設課を産業課、建設課、水道課に分けるもの。
(原案可決)

◎特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
監査委員の職見を有する者
の報酬を三十万円に改定し、
スポーツ基本法の施行に伴い、
「体育指導員」を「スポーツ
推進員」と改めるもの。
(原案可決)

◎特別職の職員の給与及び旅費
に関する条例の一部を改正する
条例
町長、副町長の給料月額を二十
三年度と同様に二十四年度も
町長七〇%、副町長五〇%のカット
を行うもの。
(採決の結果、原案可決)

◎牟岐町税条例の一部を改正する
条例

道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲、個人町民税均等割額を平成二十六年
度から十年間五百円引き上げ、退職所得に係る所得割額の特例を廃止するもの。
(原案可決)

◎牟岐町手数料条例の一部を改正する
条例
住民票、印鑑証明、戸籍附表の
手数料を三百円に、印鑑登録証の再発行
手数料を五百円に改定するもの。
(採決の結果、原案可決)

◎地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例
地域主権改革一括法等の施行により、関係条例を整備するもの。
(原案可決)

◎牟岐町介護保険条例の一部を改正する
条例
平成二十四年度から三年間の介護保険料を改正し、年額の保険料を増額するもの。
(原案可決)

(採決の結果、原案可決)

◎牟岐町上水道事業の設置に関する
条例の一部を改正する
条例
水道課の設置により条文を整理するもの。
(原案可決)

指定管理者

◎農水産物処理加工場の指定管理者の指定
農水産物処理加工場の指定管理者をかいふ農業協同組合の代表者に指定するもので、期間は平成二十七年三月三十一日までの三年間。
(原案可決)

その他

◎訴えの提起
大型共同作業所の建物退去明け渡し等請求訴訟を提起することについて議会の議決を求めるもの。
(原案可決)